

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行

検査官 原田 祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

経 医 療 研 究 セ ン	人 立 研 究 開 発 法	国 立 研 究 開 発 法	人 立 研 究 開 発 法	セ ン タ ー	人 立 研 究 開 発 法	国 立 研 究 開 発 法
		十三号）第二十三年法律第九		高度専門医療に関する研究等を行う国立研究		高度専門医療に関する研究等を行う国立研究
				第二項第二十		同法第二十
		本文		て準用する同条第一項		共通政令第二十二條第

を

研人国 究国立 セ立研 ン成究 タ育開 一医発 療法	タ経人国 一医国立 療立研 研精究 究神開 セ・発 ン神法	研人国 究国立 セ立研 ン循究 タ環開 一器発 病法	セ人国 ン国立 タ立研 一が究 一ん開 研発 究法
十(開研高 三平発究度 号成法等專 )二人行門 第十にう医 二年関療に 十法す国に 三律る立関 条第法研す 九律究る			第同 二法 項第 二十 条
本て二共 文準項通 用にお政 すおい令 るて第 同条二 第一讀 一替十二 項え条第			

研人国 究国立 セ立研 ン長究 タ寿開 一医発 療法	研人国 究国立 セ立研 ン成究 タ育開 一医発 療法	研人国 究国立 セ立研 ン国究 タ際開 一医発 療法	タ 一

に改める。

研 人 国  
究 国 立  
セ 立 研  
ン 長 究  
タ 寿 開  
ー 医 発  
療 法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



国立成育医療研究センター				<u>国立国際医療研究センター</u>			
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター				国立研究開発法人 国立成育医療研究センター			
(略)	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター			
				(略)	(略)	(略)	(略)